

所管部課名	地域政策課	担当者	矢野					
事務事業名	コミュニティ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱 薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	1,800千円	国県支出金 千円	一般財源 千円					
			その他 1,800千円					
			その他の内容 市民活動支援基金繰入金					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	コミュニティビジネスを行う地区数	25	令和6年度					
成果指標②	基本コース活用団体地区	40(延べ)	令和6年度					
補助対象者	地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	講師謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が適当と認めるもの							
補助対象事業・活動の内容	【基本コース】地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資することを目的とし、新規に取り組む事業のほか、既存の事業に付加価値を付け、発展的に継続して実施する公益的事業・地区コミュニティ協議会が地区市民の要望する短期事業を実施するもの							
	分類 <input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	【基本コース】補助対象経費の3分の2以内の額（20万円上限） 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3会計年度のうち、1回補助金の交付を受けることができる。							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 決算 状況 等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	990,393	36.2%	519,561	34.8%	845,840	40.8%
		地区コミュニティ協議会自己資金	990,393	36.2%	519,561	34.8%	845,840	40.8%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,742,000	63.8%	973,000	65.2%	1,227,000	59.2%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,732,393	100.0%	1,492,561	100.0%	2,072,840	100.0%
	支出	事業費	2,732,393	100.0%	1,492,561	100.0%	2,072,840	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,732,393	100.0%	1,492,561	100.0%	2,072,840	100.0%
	支出計/前年度支出計				54.6%		138.9%	
自己資金/前年度自己資金				52.5%		162.8%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	11		5		8			
成果指標の推移①	11		5		8			
成果指標の推移②	25		30		38			
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度評価「見直しの上で継続：他の補助金と統合」※ ※前回評価については、主に「ビジネスコース」に対する意見である。 (基本コースに対する意見はなし。) 総合戦略事業分であるため、今回の評価対象外の内容となる。(第9回実施予定)							
	【費用対効果】恒常的に利活用する施設設備や年間行事等の必要なものに充填しているため、地区市民の利用度は向上している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業補助により、地区の活性化及びコミュニティビジネスの創出し、様々な事業が展開されることにより、地区コミュニティ協議会の自立的・持続的な発展に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地区コミュニティ協議会が地域資源を生かしながら、地区住民の創意工夫による地域課題の解決を図るためにも、市が事業補助を行うことは、地区コミュニティ協議会の真の自立にも繋がり、必要性は十分にあると考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	補助金をイニシャルコストに充て整備することにより、地区の活性化が図られるほか、コミュニティビジネスの展開により、地区の収益事業も拡充できている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自ら課題解決できる地域の自立を促すためにも、地区コミュニティ協議会の事業に対し市が支援を行うことが適当であると考ええる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	適正な政策手段であると考えており、継続事業であることで、事業の評価、見直しを地区住民が検討する機会を持つことができる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	地区コミュニティ協議会が単年度事業に対する補助金であり、基本コースでは3年間のうち1回分、2/3の補助率と明確であるため妥当であると考ええる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 事業を実施した地区を目標とし、新たな地区からの申請が期待できる。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる地区コミュニティ活性化事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、地区コミュニティ協議会が行う事業のうち、市長が相当と認めた事業に対し、予算の範囲内において地区コミュニティ活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地区の活性化及びコミュニティビジネスの創出・拡大に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区コミュニティ協議会 薩摩川内市地区コミュニティ協議会等交付金交付規則（平成17年薩摩川内市規則第38号）第2条第1号に規定する地区コミュニティ協議会をいう。
- (2) コミュニティビジネス 地区民が主体となり、地区の資源を活かしながら自立に向けて取り組む収益事業で、地区の抱える問題解決と豊かで潤いのある地区づくりに貢献するビジネス事業をいう。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日以降に開始し、翌年の3月31日までに終了する事業に限る。

- (1) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けていない事業であること。ただし、市において実施する空屋改修支援事業との重複交付については、認めるものとする。
- (2) 事業の実施により、継続的な成果が期待できる事業であること。
- (3) 地区振興に資する事業であること。
- (4) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業でないこと。
- (5) 政党又は特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）を支持し、若しくは反対することを目的とする事業でないこと。
- (6) その他市長が相当と認めた事業であること。

(補助金の種類及び補助対象事業)

第5条 この補助金には、次の2コースを設けるものとし、それぞれ次に掲げる事業を補助対象事業とする。

(1) 基本コース 地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資することを目的とし、新規に取り組む事業のほか、既存の事業に付加価値を付け、発展的に継続して実施する公益的事業を対象とする。

(2) ビジネスコース 新たに興すコミュニティビジネスのほか、既存のコミュニティビジネスの拡充により、地区の自立的・持続的な発展に寄与する収益事業を対象とする。

2 同一事業に関し、両コースの併用はできないが、一つの地区コミュニティ協議会が、基本コース及びビジネスコースのそれぞれの補助対象事業を、同一年度に実施することはできるものとする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に掲げる回数とする。

(1) 基本コース 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3会計年度のうちに、1回補助金の交付を受けることができることとする。

(2) ビジネスコース 一会計年度につき一事業とし、同一事業について、通算して3回を限度に、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中に実施する補助対象事業に必要な経費とし、次に掲げるものとする。

(1) 講師謝金

(2) 賃金

(3) 旅費

(4) 消耗品費

(5) 燃料費

(6) 印刷製本費

(7) 光熱水費

(8) 修繕料

(9) 通信運搬費

(10) 手数料

(11) 保険料

(12) 委託料

(13) 使用料及び賃借料

(14) 工事請負費

(15) 原材料費

(16) 備品購入費

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(基本コースの補助)

第8条 基本コースの補助額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ビジネスコースの補助)

第9条 ビジネスコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、200万円を上限とする。

(1) 1回目 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額

(2) 2回目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額

(3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申込)

第10条 補助金の申込を行おうとする地区コミュニティ協議会は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

(1) 基本コース

ア 地区コミュニティ活性化事業補助金申込書（様式第1号）

イ 事業調書（基本コース）（様式第2号）

(2) ビジネスコース

ア 地区コミュニティ活性化事業補助金申込書（様式第1号）

イ 事業調書（ビジネスコース）（様式第3号）

ウ 事業スケジュール（様式第4号）

エ 収支計画（様式第5号）

2 前項の規定による提案書の提出前に事業に着手している場合、基本コースにおいては事業調書（基本コース）を、ビジネスコースにおいては事業スケジュールを、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）第11条の規定に基づく事前着手する必要がある旨の届出に準ずるものとみなす。

(補助対象事業の決定及び結果通知)

第11条 市長は、前条第1号の規定による提案書の提出があったときは、これを審査し、補助対象事業を決定し、前条第2項を承認するものとする。

2 市長は、前条第2号の規定による提案書の提出があったときは、別に定める薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）による書類審査を行うとともに、公開プレゼンテーションを併せて実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定し、前条第2項を承認するものとする。

3 市長は、前2項の規定による選考結果を、地区コミュニティ活性化事業補助金選考結果通知書（様式第6号）により、地区コミュニティ協議会に通知する

ものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 前条の規定により補助対象事業に採択され、補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会(以下「補助事業者」という。)は、地区コミュニティ活性化事業補助金交付申請書(様式第7号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の遂行)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況を報告させ、又は実地に調査することができる。

(遂行等の命令)

第16条 市長は、前条の規定による報告又は実地調査により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

(補助金の実績報告)

第17条 補助事業者は、補助対象事業年度の3月31日までに、地区コミュニティ活性化事業補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 基本コース

ア 事業実績書(様式第10号)

イ 収支精算書(様式第11号)

ウ 領収書又はその写し

エ 当該補助対象事業に関するチラシ、記録写真等の資料

(2) ビジネスコース

ア 事業実績書(様式第10号)

イ 収支精算書(様式第11号)

ウ 事業自己評価書（様式第12号）

エ 領収書又はその写し

オ 当該補助対象事業に関するチラシ、記録写真等の資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第18条 市長は、実績報告書を受領したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、地区コミュニティ活性化事業補助金確定通知書（様式第13号。以下「確定通知書」という。）によりこれを行うものとする。
（補助金の交付請求）

第19条 補助事業者は、確定通知書を受領したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、地区コミュニティ活性化事業補助金請求書（様式第14号）により、市長に請求しなければならない。
（補助金の概算払）

第20条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助事業者は、地区コミュニティ活性化事業補助金概算払申請書（様式第15号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受領したときはその内容を審査し、補助金を概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金概算払決定通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第20条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第21条 市長は、第19条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

(補助金の効果の測定)

第23条 条例第4条第2項第1号で定める補助金の効果は、基本コースにあっては地区の活性化に資する事業の数及び住民の参加数によって、ビジネスコースにあってはコミュニティビジネスに取り組む地区コミュニティ協議会の数及びそれぞれの地区コミュニティ協議会の収益の状況によって測定するものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 地区コミュニティ活性化事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成31年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成32年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成30年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	亀山地区コミュニティ協議会	146,000	74,000		220,000	220,000			220,000	亀山地区史跡(歴史と文化)マップ 史跡マップ看板設置経費 いにし可愛まちあるぎ事業 イベント用資料作成費用、イベント用備 品購入
2	可愛地区コミュニティ協議会	200,000	100,000		300,000	300,000			300,000	
3	育英地区コミュニティ協議会	105,000	53,000		158,000	158,000			158,000	育英地区歳時記活性化事業 行事講師謝金、消耗品費等製作費用 『高来郷由来記』の口語訳本の出版事 業
4	高来地区コミュニティ協議会	126,000	174,000		300,000	300,000			300,000	出版費用
5	藤本地区コミュニティ協議会	166,000	84,000		250,000	250,000			250,000	第10回藤本滝ライトアップ記念事業 イベント用景品消耗品費、イベント運営 経費、
6	山田地区コミュニティ協議会	196,000	98,840		294,840	294,840			294,840	山田地区活性化事業 地区行事用備品費用
7	烏丸地区コミュニティ協議会	200,000	110,000		310,000	310,000			310,000	烏丸地区活性化事業に係る備品整備 費 夏祭り実施用
8	黒木地区コミュニティ協議会	88,000	152,000		240,000	240,000			240,000	写真映像保存事業 写真等映像編集ソフト購入費用
合計		1,227,000	845,840	0	2,072,840	2,072,840	0	0	0	2,072,840